

## 第1章 子どもの事故防止対策の必要性

### 1. 事故防止対策の必要性

わが国は戦後60年を迎えようとしており、この間保健医療関係者の絶え間ない努力により、子どもの疾病による死亡率は著しい減少を見ている。一方、事故による死亡者も年々減少しているものの、その減少の程度は疾病に比べると鈍く、事故による死亡が1歳以降の子どもの死亡原因の第1位を占め、全死亡者に対して大きな割合を占めるに至っている。

このような中で子どもの死因順位表を詳細にみると、保護者への啓発により死亡する子どもを減少させられる可能性のあるものとしては、0歳の死因順位の第3位の乳幼児突然死症候群(SIDS)と1~4歳、5~9歳の死因順位の第1位である不慮の事故が考えられる。実際、乳幼児突然死症候群(SIDS)は「うつぶせ寝を止める」などのキャンペーンにより、この数年で死亡数が半数近くに減少している。不慮の事故についても、今後、保護者に事故防止の啓発・教育を実施することにより、更に死亡数の減少が期待され、このことより多くの先進国において、事故防止のための研究や対応が積極的になされている。

わが国でも厚生省(当時)児童家庭局の「健やか親子21」検討会において、事故防止は21世紀の初頭に解決すべき重要なテーマとして取り上げられている。また、政府の少子化対策大綱においてもすべての市町村で事故対策を行うことが目標値にあげられている。

これらのことより全国の保健医療関係者は今後一層子どもの事故防止について取り組むことが求められている。

### 2. 事故防止の可能性

わが国においても、厚生労働省の事故防止の研究班が設置され、子どもの事故の実態や防止のための多くのプログラムが開発され、健診時に事故防止のための保健指導を積極的に実施すると事故の発生を有意に減少する<sup>1)</sup>。北九州地域で行った事故防止の研究により安全チェックリストやパンフレットなどにより積極的に保護者に事故防止の指導を行うことにより、医療機関を受診した事故の発生件数が有意に減少する<sup>2)</sup>ことが明らかになり、これらのプログラムによる啓発活動は有効であることが確認されている。

また、子どもの事故を経験した保護者の8割以上が、少しの気配りで防止可能としている。北九州地域で行った事故調査<sup>3)</sup>によると1歳6か月までに約4人に1人の子どもが医療機関を受診する事故を経験し、複数回の事故経験も入れると、事故発生頻度は30%以上にも達しており、防止対策があるのにもかかわらず多くの子どもが痛い思いをしている。

保育園においても発達段階ごとにリーフレットを使用する啓発をすれば、多くの事故が防止可能だろうとされている<sup>4-5)</sup>。

### 3. 子どもの事故防止対策の行政施策上の位置づけ

#### 1) 健やか親子21検討会報告書

厚生省(当時)の「健やか親子21」検討会報告書の第3節、小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備に以下のように記述されている。

##### 1 問題認識

諸外国と比べて乳幼児の事故死が多いなどの克服すべき課題への対応も求められる。

##### 2 取組の方向性

###### (1) 地域保健

事故等の予防

乳幼児が家庭の風呂場で溺死する事故や児童生徒の交通事故による死亡も多く発生しており、家庭と学校、地域が一体となって小児期の事故防止対策を進める必要がある。

##### 3 具体的な取組

###### (1) 地域保健

## 小児の事故等

小児の事故の大部分は予防可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、家庭や乳幼児・児童を扱う施設の関係者に対し、あらゆる機会を利用して情報提供、学習機会の提供を行う。家庭と地域における事故防止対策を浸透させるために、まず都道府県と市町村レベルに協議会を設け、地域における目標を設定し、事故防止対策の企画・立案、推進・評価を行う。

保健所等に事故防止センターを設置し、家庭や乳幼児・児童を扱う施設の関係者に対し、事故事例の紹介、具体的な事故防止方法の教育の実施、乳幼児の模型を用いた心肺蘇生術等の応急手当の学習機会の提供等を行う。地域で生じた小児事故事例について医療機関等から定期的に把握し、原因の分析等を行うと共に、関係者に対しその情報提供を行う。

また、事故は家屋や施設の構造上に問題があるなど物理的な環境で生じることが多いことから、物理的環境の改善を進める等の取組も考えられる。併せて、マスメディアを通じた広報も活用していく。

表 1 取組の目標 (2010 年まで)

指 標	現状(ベースライン)		2010 年の目標
不慮の事故死亡率	2000 年	(人口 10 万対)	半減
	0 歳	18.2	
	1～4 歳	6.6	
	5～9 歳	4.0	
	10～14 歳	2.6	
	15～19 歳	14.2	
事故防止対策をしている家庭の割合	2001 年		100%
	1 歳 6 ヶ月児	4.2%	
	3 歳児	1.8%	
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	2001 年	31.3%	100%
		※1 歳 6 ヶ月児のいる家庭	
心肺蘇生法を知っている親の割合	2001 年		100%
	1 歳 6 ヶ月児	19.8%	
	3 歳児	21.3%	

## 2) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項の規定に基づく「行動計画策定指針」に以下のよう記述されている

市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

### 1 市町村行動計画

#### (2) 母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

乳幼児健診等の場を通じて誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

#### (6) 子ども等の安全の確保

子どもや母親の健康の確保

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開すると共に、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

2 都道府県行動計画

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

様々な機会を通じて誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

(6) 子ども等の安全の確保

子どもや母親の健康の確保

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

市町村行動計画での記載と同文

3) 政府の少子化社会対策大綱

平成 16 年 6 月に政府の少子化対策大綱がまとめられ、大綱に基づき、内閣総理大臣が会長となり、全閣僚で構成する少子化社会対策会議を設置し、ここを中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとしている。この中で、対策の効果的推進を図るための重点施策の具体的実施計画において、家庭内等における子どもの事故防止対策の推進があげられ、乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組を推進するとし、目標値として事故防止対策に取り組んでいる市町村の割合を 100%とすることがあげられている。

指 標	平成 21 年度目標値
事故防止対策に取り組んでいる市町村の割合	100%

文献

- 1) 清水美登里, 梅田 勝, 竜田登代美他: 小児の事故防止のための保健指導の試みー保健所における健診の場を利用してー, 日本医事新報, 3566 : 48, 1992
- 2) 田中哲郎他: 北九州地域における子どもの事故防止介入研究, 平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業) 「子どもの事故予防のための市町村活動マニュアルの開発に関する研究」報告書, 平成 17 年 3 月
- 3) 田中哲郎, 亀井美登里, 石井博子他: 子どもの事故発生とその防止の可能性, 平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業) 子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究平成 15 年報告書, 227-235, 2004. 3
- 4) 田中哲郎: 小児保健, 小児科臨床 52 : 2347-2356, 1999
- 5) 田中哲郎, 石井博子: 保育園における事故防止プログラムの評価. 厚生省厚生科学研究「子供の事故とその防止に関する研究」報告書, p 357, 平成 12 年 3 月